

平塚市におけるヤングケアラーの支援について

こども家庭課

令和4年3月22日

1 ヤングケアラーとは（配布資料参照）

○法令上の定義なし

○年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来、大人が担うような家族の介護（障がい・病気・精神疾患のある保護者や祖父母への介護など）や世話（年下のきょうだいの世話など）をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている18歳未満の子どものこと。

2 現状・課題

○家庭内のデリケートな問題であることなどから表面化しにくい。

○支援策や支援窓口が明確でなく、福祉機関からは「介護力」とみなされ、サービスの利用調整が行われるケースがある。

○社会的認知度が低く、子ども自身や周囲の大人が気付くことができない。

3 平塚市の状況

（1）実態

○関係課に、ヤングケアラーと思われる子について照会したところ、2月末日時点で、46人。

○小学生12人、中学生19人、高校生15人で、小学2年生が一番下。

○きょうだいの世話が37人、家事が13人。

（2）対応状況

○支援を要する児童は、心配がある状況から、小・中学校等の関係機関からの相談により把握する。その中で、明らかにヤングケアラーの状態にある児童や、生活状況を確認していく中でヤングケアラーの状態にあることを把握していく児童がいる。

→ 児童又は関係機関から状況確認した上で、課題を共有し、必要に応じ関係機関につないでいる。

○庁内14課で構成する平塚市ヤングケアラー支援推進会議を令和3年11月16日に開催。

4 国の動向

○「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」を平成31年3月及び令和3年3月に作成する。全国の中学2年生、高校2年生を対象とした調査結果等が記載されている。

○令和3年3月17日に「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」を立ち上げる。同年5月17日にプロジェクトチームのとりまとめ報告がある（厚生労働省及び文部科学省）。取り組むべく施策として、「早期発見・把握」、「支援策の推進」及び「社会的認知度の向上」を掲げる。

○今年度、小学生と大学生の実態調査を行う予定。また、一般国民を対象とした認知度調査も行うこととしている。

ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている